

参議院經濟安定・通商産業・建設連合委員会會議録第九号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)午後三時四十六分開会

出席者は左の通り。

經濟安定委員

委員長

理事

委員

理事

通商産業委員

委員長

理事

委員

理事

委員

建設委員

委員長

理事

委員

佐々木良作君

郡 祐一君

古池 信三君

愛知 揆一君

奥 むめお君

竹中 七郎君

結城 安次君

栗山 良夫君

中川 以良君

松本 昇君

山本 米治君

高瀬 莊太郎君

島 清君

境野 清雄君

西田 隆男君

廣瀬 兵衛君

赤木 正雄君

田中 一君

小川 久義君

石川 榮一君

深水 六郎君

前田 穂君

衆議院議員 三輪 貞治君

政府委員 福田 一君

文部事務次官 今村 忠助君

事務局側 常任委員 渡辺 一郎君

常任委員 桑野 仁君

常任委員 山本友太郎君

常任委員 林 誠一君

常任委員 武井 篤君

常任委員 會專門員 宮地 茂君

文部省大學學術 局技術教育課長

○委員長(佐々木良作君) それでは電

源開発促進法案につきましまして、連合委

員会を開きます。実質的には第十八回

目でございます。前回に引続きまして

質疑を継続いたしますが、その前にち

よつと御報告申し上げます。前に御連絡

いたしておきましたように、明二十八

日と二十九日の両日經濟安定委員会の

主催で、同法案につきましましての公聴会

を開会いたします。以前に御通告申し

上げましたように、公聴会は原則として

付託委員会がやることになっておりま

すので、関係の委員長と御相談の上、

次のように決定したわけであります

て、當時は実質的には連合委員会の開

会中でありまして、公選入の選入等

についても成るべく連合の他の委員会

からの意見を尊重するようにというこ

とで、再度打合せをいたしましたのであ

りますが、その後先方の都合等により

して大分変更がありましたので御報告

申し上げます。その内容は、ずつと衆議

院のようになつていふやうにやりました

五分とかといふやうにやりました。むし

ろ二日間少し余裕を持つて、そうし

て実質的にやつたほうがよろうとい

うことで、大体十二、三人くらいを公

述人として参つてもよろしい、そして十分

質疑応答もできるやうにしよう、こう

いう方針で公聴会を構成して入選をし

たわけであります。入選につきましまして

は委員長、理事の打合せを以てしまし

て、関係の委員長さんがたと相談しな

がらやつたわけであります。結局二十

八日は主婦連合会の紀伊つや子さん、

九州の産業団体電力懇談会の代表者兼

務して九州電力開発の期成同盟会の会

長の具島義之氏それから三番目に、中

として金丸香代女史、それから北海道

の石炭産業協会の会長でありまして、

北海道の総合開発懇談会の委員を兼ね

ております。船越要氏、それから農民

組合関係の久保田豊氏、以上十二名で

あります。なお選考の経過につきまし

ては省略いたしますが、入選いたしま

したところの者は、大体学識経験者あ

たりから二、三名、金融、産業界から

二、三名、それから電気関係及び一般

公務を含めた者といふことを打合せ

いたしました。学識経験者のうち評論家

として土屋清氏、それから技術学者と

いたしまして内海清温氏ほか、例の

「ダムが生まれる」の著者の北海道の中

谷教授を頼んだわけであります。中

谷さんのほうから返事がないので間に

合わないと思ひましたので割愛したわ

けであります。その他経済学者として

都留氏、鮎澤氏、稲葉氏に頼んだのであ

りますが、いずれも都合が悪くて公述

を頂くことができません。金融界にお

きましては、最初興銀の川北氏、開銀

の小林氏、それから石橋滋山氏、それ

の問題がありますので特に加えたわけ

であります。電気関係としましてはこ

の委員会で問題になつております天龍

川の問題等がありますので、電気事業

者として井上氏をお願いしたわけであ

ります。同じ意味におきまして電気産

業労働組合の委員長を参加させまし

た。その他、一般公募といつたしまし

て、成るべくならば労働代表、農民代

表、消費者代表、中小工業者代表と

いう部門に分けながら、そのうちから

三、四人を選ばないと思ひまして、労

働代表として総評の高野氏、農民代表

として久保田氏、それから消費者の関

係、特に公募の立場の関係としまして

金丸香代女史を選んでおつたわけであ

ります。その後主婦連合会からも出せ

るという話がありまして、結局今更断

りかねるので、両方入れたわけであ

ります。それから一般公募の同じ意味に

おきまして、北海道の開発関係、電気

関係の代表として船越氏を選んだと同

じ意味におきまして九州の具島氏を選

んだわけであります。以上のような理

由と事情によりまして、先ほど申し上げ

ましたような十二名を選びまして明日

及び明後日におきまして公聴会を催し

ます。

先ほど申し上げましたように、形は經

濟安定委員会といふことでありますけ

れども、実質上は現在の連合の継続の

ような形でやりたいと思ひますから、

関係の委員のかたは成るべく御出席を

お願いしたいと思ひます。従いまして

質疑等におきまします発言につきまし

て

第三十五部

經濟安定・通商産業・建設連合委員会會議録第九号

昭和二十七年五月二十七日

【参議院】

一

も、委員外發言を普通の恰好でやつて頂いて連合と同じような状態で進めて頂ければ結構である、こういうふうな考へておりますので、御了解を願います。

それでは、前回に続きまして同法案につきましても質疑を続行いたします。

○田中一君 私は昨日の栗山君の質問に関連いたしまして提案者から、工事を行いますところの技術者の面について相当手持もあり、且つ有能な技術者がたくさんある。従つてほかからの援助を受けずともなし得るという御答弁があつたように承知しておりますが、今日我が国におきまして発電計画、水力電気その他電源開発に関する技術家といふものがどのようになつて國が養成しつゝあつたか、無論これは私學を除きます、文部省が所管してありますところの各大学でどういう形でこれに関連する技術家を出し、又どういふ基礎的な知識を、學問を教へておつたか、各大学でこれに関連する講座がどういふものを持つておつて、一体現在の日本にはどこにいくらの、いわゆるこの電源開発に関する優秀な技術家がおるかという点について質問したいのであります。ただ基礎工学的なことにつきましては、それ／＼土木学科の面でその講座を持つておると思いますが、総合したところの電源開発は、ただ單なる基礎工学のみではなし得ないものであります、無論基礎工学の素養を持たずしてはこうした総合的な計画は立ち得ないのでありますが、文部省に伺いたいのは、今日電源開発に対して、過去におきましても國はどのような教育方針を以て臨んでおつたか、技

術家養成についてはどういふ手を打つておつたか、こういう点についてお伺いしたいのであります。

○委員長(佐々木良作君) 質疑者の要求は天野文部大臣でありましたが、同大臣は全国大学学長會議に出席のために本委員会に出席不可能でありますので、その代りとして文部事務次官今村忠助君が答弁に當られる由であります。

○政府委員(今村忠助君) 只今お尋ねの電源開発に関する技術者の養成という点であります。現在新しい教育制度に資しまして、特に総合的な開

発の技術者養成という形で取り上げておるというものはございませんが、従来のような形で基礎的なものを教育いたしております。その学生生徒の數に近々増加いたしております。御承知のように戦前において或いは戦時中、朝鮮、満洲等において世界的な電源開発をいたしたのであります。それらの技術経験者は御承知のように満洲、朝鮮を引揚げて内地に帰つておるのであります。これらの経験者を加へまして、今新しく要請されておる基礎的な技術、學術を修得した者を加へて、今考えられておるような電源開発というふうな向きに技術者として十分なものがあつて、こう考へるのであります。

総合開発に向つて適當な技術者といふことになりましますと、多少實際面における訓練等の必要はあらうかと思ひますが、従来通り數の上に多くの者が養成されておりますから、實際技術者の不足はないものと信じております。

○田中一君 非常に安心できるような御答弁であります。各大学でどうい

う講座を持つて、どういふ理論を教へておるか、或いは實際を教へておるか、その点についてもつと詳しく御説明願ひたいと思つております。私が調べました資料によりますと、東北大におきましては土木工学科に水工学、計測及び製図、こういうものがあるきりでございまして。それからそのほかにはつきりいたしません。衛生工学の面に水質実験という講座を持つております。東京大学では土木工学科に河川、水力、計測及び製図、これだけが挙げられております。それから又京都大学では石原君がやつておる土木工学及び水利學、それから九州大学では水利學、土木學、又田中教授のやつておる発電水

力、やつとここで発電水力といふものが九州大学で発見されました。従つて今日までの學生が實際に電源開発に間に合うかどうか、今大陸から引揚げておる技術者がおれば間に合うとおつしやいふことが、大体どのくらいのものと考えていらつしやるか、殊に學問の体系として何ら實際上の経験者といふものは養成しておらないのです。この學生が社會に出まして、多くは御承知のように曾つての日発とか又は今日九分割された会社に入りますと、十年二十年三十年積重ねた経験によつて電源開発といふものの目的が達せられるのであります。従ひまして今申し上げましたように各大学ではどういふ講座を持つて實際に電源開発に間に合うような技術家を養成しておるか、この点もう少し詳細に講座分けにして、こういうのがどの教授においてやつて、どういふ講座を持つておるか、こういう点について御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(宮地茂君) この電源開発で主として大學の學部學科といたしましては、先ほどおつしやいましたように土木工学科、それに電氣工学科といふものが基礎的な直接の學科であらうと思ひますが、その他大學にいろいろ學科がございまして、その中でいろいろ御承知のように單位制度になつておりますので、必ずしも電氣工学科或いは土木工学科プロパーの學生でなければいけないといつたような点はまあないわけ、學生がそれ／＼の學科に属してございまして、選択する單位によりまして、多少の融通も付こうかと思ひます。その土木工学科に例をとりますと、その中でどういふ講座で以てこの開発に必要などういふ講座があるかといふお尋ねでございますが、まあ今おつしやられたような点が大學といたしましては一通……直接の職業教育ではなくて、やはり學問の基礎を極めまして、兼ねて職業人の養成といふことになつておりますので、やはりこれはその學科を修める途中においていろいろ演習とかその他で、將來をうけた就職について必要な知識を學生なり教授なりでいろいろ工夫をしてやつておるかと思ひます。

○田中一君 では今日各大学におきましてこの電源開発に関連しますところの総合的な學問體系といふものは、どの大學ではどの教授が担任しておるか、御説明願ひたい。

○説明員(宮地茂君) どの大學でどの何という教授、これは今この場合……○委員長(佐々木良作君) ちよつと申上げますが、今村忠助君は今衆議院の本會議が始まつておるやうでありまして、その記名投票のためにちよつと退

席するといふことでありますので、御了承願ひます。

○説明員(宮地茂君) 各大学ごとの具体的な教授の名前は今手許に資料を持つておりませんが、多少時間を頂ければ役所のほうへ帰りましたお届けたしてもよろしいと思ひます。

○田中一君 基礎的な單位を取つた學生が社會に出まして、これをすぐにも間に合うような、電源開発に要するところの技術家を實際面に養成する、そういう國の施設がございまして、それとも又或いはどこに行つてその総合的な技術を修得するのが慣例でござい

○説明員(宮地茂君) 各大学におきましては、ただこれは電源開発だけではございせんが、就職後のそういうふうな、實際自分が將來就職、これを大學の在學中に或る程度修める、言ひ換へますれば、卒業してすぐ職場で間に合うような學問をするといつたような意味で、教授の講義も勿論ですが、そのほか演習、特に夏休とか、或いは休みに限りませんが、直接そういうふうな現場へ教授が引率して行きまして、親しく實地の会社なり事業場のかたがたの指導を受けつつ、特にこれは夏休が多うございまして、そういうふうな方法でやつております。

○田中一君 大体今まで出ました例えばもう五十、六十過ぎの人は別といたしまして、現在實際に間に合うような學生は一体どのくらい過去まあ十年乃至二十年間に出ておりますが、専門專門のですね。電源開発のほうにすぐ間に合うという學生はどのくらい出ておりますか。

○説明員(宮地茂君) これは何%とは

承知していただきますが、実際にこの法例が通つた場合には、無論強力に、或いは月給で釣りと、待遇で釣りと、技術家を求め得られるかも知れませんが、私も到底、現在の段階においては、私は到底それが不可能ではないかと思う。無論基礎的な學問を修めた学生が、今日日死ななり、九電力会社に入りまして、永

年の間実地で叩き上げまして、言換えれば、これは九電力会社なり、自家発電を持つておるところの会社にとつては至宝なんです。大事な人間なんです、この大事な人間を、よもやたとえ法律で規制しましても、この会社に、而も存続期間の短い会社に唯々諸々と入るとは考えられない。私はそう考えておる。あなたはそうでなく、簡単に入るじやなかろうかというお話がありましたけれども、私はなか／＼会社自体も放さんと思う。その会社が又この一社案の会社に対しては、法案に対しては賛成の態度でも取つておるならば、こ

しては、私はそういう任務を帯びておりません。そういうお話があつても全部お断わりをいたしております。従つて、自分の手許にありますもので御説明をいたすということは、いたしかねるのでございますが、併し我々いろいろ研究いたしましたところで、私は田中さんとは御意見が違つて誠に恐縮ではございますが、できると、こういう考えを持つておりますので、これ以上御説明いたしましても、却つて或いはお叱りを受けるようなことになつても困りますから、この程度でお許しを願ひたいと思ひます。

いようでございますから、一つ公益事業委員会に聞いて頂きたいと思ひます。

なおOCIの只見川の分については、確か結論が出たという話を聞きましたのですが、それもさだかではありません。どうぞ一つ。

○田中一君 これはまあ答弁するかたがいらつしやらないから聞いても困るのですが、結局日本の水力発電という技術が世界のどの辺にいろか、これは文部省に聞いたらわかるかも知れませんが、世界のレベルのどの辺にいろか、というのが日本の水力発電の技術という

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め
て下さい。

○田中一君 私はこれでやめます。又
機会があればそのときに伺いたいし
ます。

○竹中七郎君 ちよつと関連して、公
益事業委員会がいなければわかりませ
んが、電源開発の調査というような、公
益事業委員会でなくて、建設省なんか
でも相当調べておられて、殆んど調査
ができておるといふようなお話も聞い
ておるのですが、この点は大きいので、
この前ちよつと聞いたのですが、
熊野川や何かは殆んどできておるので

線があつて、今田中さんのお聞きになつたような問題があるわけですが、あれも本流ならば殆んどできておるのですか。又我々のところに陳情が来ておるのですが、新潟県のほうでも相当できておるというようなことを言つておられるのですが、この点はどうなんですか。

○衆議院議員（福田一君）　そういう細かい事実になりますと、私が申し上げて或いは間違ひができません困るのでありますけれども、併し本流案が可なり調査が進んでおる。分流案のほうもかなり調査が進んでおるやうに聞いております。

れは実際に能力不足な形になるかもしれない。併しながらい間自分の手許で以て実地に研究させ、訓練し、全くその電力会社としては、一番大事な人間をそうやす／＼とはこの会社には持つて来られないのではなからうか、従つて、技術陣の充足については、何か提案者のほうの見込み違いがあるのか、じやなからうか、こう考えるのです。従つて、もう少し具体的に、あなたの手許に相当な就職希望者があると言いますが、無論たくさん志望者もあるでしょう。併し実際にこの会社の事業を遂行するに当りまして間に合う人間があるかどうか、この点について、お手許の資料によつて一つ御説明願えな

言つても見解の相違で、片方は水掛
る、私は不可能じやないかとという
論になりますから、この辺で打止めま
すが、ただもう一点だけこの問題外で
質問したい。二十六年度の予算で電源
開発調査費として計上したのは約一億
円余りあつたようです。二十七年
度は、今年は八千万円を計上して
おります。これは大体OCIに使用さ
しておるようには承知しております
が、OCIの結論は今日出てお
りますかどううか。それからこれは
無論あなたが考えていらつしや
るところの会社ばかりでなく、ほか
の電力会社もこの結果という
ものを非常に待望しておるのだ
と。

か。

○衆議院議員(福田一君) 戦前までは殆んど世界の水準に近いところまで来ておつたというような話も聞いておるのでございますが、戦争中におきまして大分遅れて参りましたという話もあるものでありまして、現在どこら辺かということは、これはやはり公益事業委員会などが一番担当しておいでになることと存じますので、その方面で聞き取りを願いたいと思います。

○田中一君 委員長、公益事業委員会のほうは今日はないのですか。

○委員長(佐々木良作君) ちよつと速記をとめて下さい。

うことを聞きますが、実際今から直ぐやるという、大きいのは天龍だけですか、或いは熊野川或いは只見川、そのほか相当ありますが、すぐでも掛かれるのですか、その点は如何です。

○衆議院議員(福田一君) お手許に試案といいたしまして第一期の分を十河川か並べてありますが、あれがすぐ掛かれると申しますか、今年内に掛かれるという見通しでお手許に出してあるわけでございます。

○竹中七郎君 そうしますと、熊野川なんか非常に小さくちよつと出ておつただけですが、あれぐらいのことしかか

ときに行けるかどうか。日本の技術面
の問題が一時問題になつたこともあり
ました。半年ほど前でした。
私が聞いたのは併し分流案を主張して
おられた人はできるといふことを言つ
ておられるようでございまして、まあ
調査としてはかなり進んでいるほうで
はないかと考えております。但し第一
期に計画いたしておりますところの分
流は、これはもう調査ができておます
ので、私たちとしては本年内に着手す
ることは必ずできる、かように考えて
おります。

○竹中七郎君 本年内に着手する計画
ができておりますか、実際の計画の確
定は、いつごろになりますか、いざい

思うのですが。
○衆議院議員(福田一君) あなたの仰せられましたように、私の手許にそうたくさん人が来ておるわけでもなければ、又具体的にそういう問題は私は考へておりません。法案が通りまして上は設立に当る人がこれをやるべきであります、法案の提案者といつしき

せんからわかりませんが、あなたこのの点について御答弁できませんか。

○衆議院議員(福田一君)　そういう事はお話は前々承わつておるのでありますが、御存じのように、公益事業委員会の所管でございますして、むしろ公益事業委員会からお答え願つたほうがいいと思います。今日は見えておらない

【速記中止】
○委員長(佐々木良作君) 速記を始め
て下さい。
○田中一君 O C I の問題を少し聞き
たいと思つたのですが。
○委員長(佐々木良作君) 私ちよつと
その問題に対してそれではお答えいた
します。速記をとめて下さい。
【速記中止】

うに承知していいですか。

○衆議院議員(福田一君) 第一期といひ、たしましてはそうなんでありまして、今後第一期をやるのと並行いたしまして順次調査を進め設計をいたしまして、そうして行けば第二期ができる、かように考えておる次第であります。

○竹中七郎君 只見川の問題、二つの

議會を作つてそれにかけられてからやるのですか、年内にやるのですか、この点をもう一遍お聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) それについては実は西田さんからもいろいろ御注文がございますので、いろいろ考えているようでございますが、私の考えと

でございますが、当該設備の真実且つ有効な建設費を基礎としたしまして、各年に均分された減価償却費、なお当該関連運営費及び投下資本に対する利子及び妥当な利潤等を総括して算出するものとしたしまして、発電所の場合にはこれに前項と同様当該発電所の発電性能も考慮して決定するという考え方でございます。

○栗山良夫君　次にこの会社の運営の最もポイントとなります技術員の配置と職務分担につきまして、その再考を促しておつたわけでありますが、一応資料が提出されておりますから、その御説明を願いたいと思います。

政治の運営をやつて行くべきだと、か
ように考えておるのであります、こ
の点は党といつたしましても、政府とし
ても同じ意見で考えておると思いま

○栗山長次君　まあ理想はその通りだと思ふのですね、理想はその通りだと思ふけれども、なか／＼そういうふうに行かないのが今の日本の実情なわけなんです。例えばまあ一つの例をとれば、これは小さい問題ですが、公安委員なんかにしても公安委員の思ふ通りに警察行政が行われない、それはやはり現職の警察官のほうの系統の力のほうが強いためになか／＼行われないという実情がこれは随所に出ておられます。それと同じような意味で非常勤の者が若干参加して意見を述べたところで、やはり政府の現職の大臣の意

見といふものは、か尋常に強く、反駁されたいといふものではないか、と云うことは、これはもう理想は別として、議論の余地が私はないところだと思ひます。そういう意味において少くとも閣議にかける一歩前の問題としては、私はもう少し政治的な圧力を薄めたところの審議会にして置くべきだ、と、こゝういふ工合に考えるのでありますが、そゝういふ工合にこの構想をお直しになる御意思はございませんか。

さんの申されまじつたように、学識経験者のみを以て委員会を作りまして、うしてそれが管申をする、それに異議がある場合においてこれを政府が調整して行くというような方をいたしまして行くことは、従来ありました諮問委員会制度に相成るわけだと思ふのであります。その諮問委員会の制度が今までも行われて来たところを見ますと、必

ずしも諮問委員会の意見が通らないのでありまして、むしろ各閣僚も混えた席上においてその顔を見、或いはアラウンド・テーブルでいろいろとフリー・トランキングをいたしまして、そうして理を盡したほうが私は民間の意見が取り入れ易くなり、又実態面においても政治を進行して行く上において、むしろそのほうが民主的に運営できると思うのでありまして、そこに諮問委員会的なものを作つて答申だけしておるといふのでは、私は却つて民間の意見を取り入れるという面で効果があるかどうかというのを非常に疑うものであります。こういう考え方をかいたしまして、私たちはやはり官民の人たちも入られて、そうして関係閣僚も出席いたしまして、そうしてそこで皆が本當に意見を吐露し合つて、いいものはい、悪いものは悪いという議論を闘わせながら解決をして、そうしてきめて行くというやり方のほうが私は民間の意見を取り入れる方法としては効果的である。私たちは考えておりますので、この方法をとつたわけでございます。従いまして、只今のところ御説のようにこれを考える考え方は遺憾ながらないわけでございます。

○栗山長夫君 諮問機関でないと言われるので、それで私一番最初に念を押したのですが、やはり審議会の結論に対して總裁が拘束されないということになれば、やはり一種のこれは諮問機関に拘束力があるのか。その結論に対しては決定機関であると思いますが、これは諮問機関であると思いますが、如何ですか。

○衆議院議員(福田一君) あなたのお

話のように法的に見て行きますというのと諮問機関になります、併し今までの諮問機関と違つておりますところ、そこに閣僚閣僚が出席しておるといふところで大分相違するのであります。民間の意見を取るべく取り入れるには従来のような諮問機関の形よりは、閣僚閣僚も出席しておるところの審議会であり、そこで自由に討論をしたものでやることのほうが民間の意見を尊重することになり、衆智を集めるということになり、これによつて政府の専断を防ぐという意味においても、私たちはこのやり方のほうが効果があると考えておりますので、そこでこのような形態をとつたわけでございます。

○栗山長夫君 これ以上は意見の相違になりますし、運用されて見れば、どちらが政治的な圧力が加わらなくて民主的な運営になるかはやつて見ればわかりますけれども、私は今のようない方の方でやられることは賛成いたしかねますが、これはもうどんなにいたつて諮問機関で従来やつて来たことについて内閣をなか／＼通らない点がありましたが、それでは工合が悪いというので、政治的な圧力をかけて諮問機関の結論が閣議で通るようにはこれは工作をされた非常に異例に属するやり方だと私は思ふのであります。こういうやり方は私は賛成をいたしかねます。それから特にここで公益事業委員会の委員長が入つておられますが、これはなくなつたときのこととどういふことになりませんか。

○衆議院議員(福田一君) 現在のところでは、公益事業委員会の委員長がな

くなつた場合には、委員は十三名というところで、別に他を補充する考えはございません。

○栗山長夫君 それから十一條のその政令への委任事項であります、審議会の組織運営に關して必要な事項は政令で定めるといふことになつておりますが、この案はもうできておりますか。

○衆議院議員(福田一君) 案はまだできておりませんが、大体この従来の審議会の運営方法というものは従来の例で明らかでございます。で、これらを参照して幹事会その他を作つて参りますれば、運営を十分できるものと考へております。

○栗山長夫君 その政令案のですね。従来の審議会と同じようなものとつしやつたのですが、そうすれば従来の審議会というものは大体諮問機関のような性格のものばかりであつたはずでありますから、私は前の議論に対して、もう少し裏付けが欲しいと思ふので、一つその政令案の要綱を、これは法律ができれば何と申しまして審議会はすぐ発足しなければならぬでしょう。そういう意味でまだできていないというの如何かと思ひますが、早速一つ要綱でも作つて頂いて出して頂きたいと思ひます。公聴会のすぐ済んだあとで連合委員会に間に合いますように、政令案を一つ出して頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(福田一君) 承知をいたしました。

るに自由党の提案されたこの開発促進法というものはですね、特殊会社も電力会社も、地方公共団体も、まあ自家用でもですね、それ／＼その分に應じて鋭意電源開発を進めて、そして六百万キロワット程度の開発を早くやるようにするんだという、こういうことをあなた方は力説されておられるわけでありまして、特殊会社がいいとか電力会社が悪いとか、或いは自家用がどうかといふことなして、とにかくこういうふうにして開発担当者を選ん／＼適材適所に分けて、そして総動員態勢の一つ早く作り上げて行く、こういうことを今まで述べられたのですね。それに対してですね、この間うち聞いておりますと、特殊会社は非常にいいんだけれども、電力会社は駄目であるという議論が大分行われた、それは例えて、この犠牲産業というものを俄かに私企業として資本活動のできるようなところまで伸ばすことはこれは困難である。そういうような、電力料金の引上も急に行うことはできない、従つてそういうものについては少くとも外債が入らん、外債が入らんような会社であれば、内債も又融資もできない、こういうことに結局はなると思ふ。そういうものは駄目だから特殊会社がよいと云うことを、速記録を見ればわかりますが、あなたは述べておられる。そうしますと、結局その議論を更に発展して行くと、一番最初のその電力会社或いは特殊会社、その他が共に手を取つて開発を進めて行くというふうにならなければならぬので、電力会社のほうは金のほうがうまく融通がつかない、いわゆる見返資金とか、預

金部の運用資金の融資くらいはまあこれは或いはあるでしょうけれども、民間資本を集めるようなことがむずかしいとなつてきかない、こういうことになつて所期の目的が達せられないことになる、そういう工合に考へる。それから特に将来外債が入る場合にしても、その補償は特殊会社だけでございまして、電力会社のものでやるようになつておりません。それから税金の軽減措置等においてもそうであります。従つて結局電力会社といふものは特殊会社以外の地点をやるうとしてもなかなか資金的にできない。特に大蔵大臣は一般融資規制を行なつてもやるといふので、従つて民間資本といふものが更に窮屈になるならば、そういうところで電力だけ自己調達をやるということもむずかしくなる、こういうことになつてどうも最初に挙げた大看板と違つたような結果が私は出て来ると思ふので、従つて提案者に伺いたいことは、この外債債務の補償の問題とか、或いはその他の特殊会社と與えられておられるの特典と同じようなものをこれは電気事業者にも地方公共団体にも或いは自家用者にも私は與えべきだと、こう考へますが、その点は如何でしようか。

○衆議院議員(福田一君) 第二十五條にも書いておりますように、実は法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律というの昭和二十一年の法律第二十四号で出ておるのであります。これによりまして、民間会社に対して政府が直接にこの補助をするというふうなことができないことになつておるのであります。そういうふうな事情もございまして、あなたが仰せられ

つは物品の購入或いは工事の請負負担等、そういう問題について極めてルーズである。そういう点が問題なんです。従つて、私はそういうような問題は、この会社の、将来行われるかどうか

知りませんが、機密費の範囲とか取引は経理の公開、そういうたような問題について具体的に提案者として構想を持つておられるかどうかということを持つておるのであります。抽象的に成るべく起らないように努力をしましていうというようなことは、私でも答弁に立てば答弁できるのであつて、そういうことじやないのですね。もつと具体

ておられるかどうか、それを伺つておるわけです。

○衆議院議員（福田一君） 只今の電力会社に対しまして、公益事業委員会がそういう意味においての監督をいかにしておるのでありまして、この会社に対しておるの、政府とては、見守りの上

令に基きまして、電力会社に対すると同じような監督をいたし、あなたの仰せられるような意味において、特にそ

らば、特にその点を注意して監督をいたして参るべきだと思いますが、特にそれだからといって別途の方法を講ずる必要はないと思います。

なつておるのと同じようなことをやつて行つていいのではないか。若しこの特殊会社に対して別途の考慮をいたす

へきてあるならば、今の電力会社に於いてもやはり同じような監督をして乍かなければならないということになるのではないかと思うのであります。

私たちとしては、現行法に基いて十分に監督がでるものと考えておる。

けてございます。

○栗山長夫君 今の電力会社は、公益事業令に基いて極めて明細な経理の監督規定等もありまして、そうして行われておるわけですから、この間からのしぼりの説明によりまして、公益事業令の適用はこの会社は受けないうわけですね。そうすると、現行法規によつてと言われますが、こういうものを取締るものを私憲法にして知らないのですが、何によつて行われるのですか。

○衆議院議員(福田一君) 我々といましては、監督といいますが、その面では通産省の所管という考えでおりますけれども、通産省といましては、この公益事業令を準用いたしまして監督をいたすべきだと考えております。

○栗山長夫君 そうしますと、あれですか、この特殊会社の運営、或いはその監督に関するものは、公益事業令を中心にしてあります。いろいろな政令、或いは規則等と同じようなものを準用して、そうしてそれを法制化して監督を厳にすると、こういうことですか。

○衆議院議員(福田一君) 法制化の問題は別といたしまして、現行の九電力会社に対して行なつておる監督以下の監督を加えるべきものではない。少くとも九電力会社が受けておるところの監督は当然受けるべきものであると考えております。

○栗山長夫君 それはちよつと抽象的でして、まあ昔の電気事業法もあなたは御承知だと思いますし、あれが公益事業令に今変つておるわけでありまして、相当今日の電気事業というものの

は、まあ簡単に言いますならば、檻の中へ入れられているような恰好に形容せざるを得ないような状態になつてゐる。だからそういうふうなふうにならるかどうかということが非常に私は問題だと思ふのです。今の現行法規だと少くともできません。物品会計にしても何にしてもできないから、そこまで肚をきめておやりになるかどうかという問題なんです。

○衆議院議員(福田一君) 現行法規のようにいたしまして、今の九電力会社においてそういうことができないといふことでございますから、そのようにいたすべきだと……。

○栗山長夫君 今日はこのぐらいいしておきます。
○委員長(佐々木良作君) それでは、ほかに御発言もなさそうでありますから、今後の委員会の運営につきまして、例のごとく又委員長、理事の打合せによりまして、関係の委員長さんと御相談して決定いたします。これで散会いたします。

午後五時四十二分散会

昭和二十七年六月十日印刷

昭和二十七年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所